

国住指第 3008 号
平成 24 年 11 月 6 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

戸開走行保護装置の設置の促進及び設置済みマークの活用について

去る 10 月 31 日、石川県金沢市内のホテルにおいてエレベーターの戸開走行による死亡事故が発生したことは、誠に遺憾である。

国土交通省においては、平成 18 年 6 月のシティハイツ竹芝エレベーター事故等を受け、エレベーターの安全に係る技術基準の見直しを行い、平成 21 年 9 月 28 日以降に着工されたエレベーターについては、建築基準法施行令第 129 条の 10 第 3 項第 1 号に規定する安全装置（以下「戸開走行保護装置」という。）の設置を義務付けているところである。

既設エレベーターについても、エレベーターの安全性確保のため戸開走行保護装置の積極的な設置を促進することが急務であることから、国土交通省においては、平成 23 年 8 月に社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会において取りまとめられた「既設エレベーターの安全性確保に向けて 報告書」における提言を踏まえ、既設エレベーターの安全性確保に向けた措置を講じてきたところである。

現在、今回の事故については、社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会により事故原因の究明が行われているところであるが、かかる事故の発生を防止するため、当面の間、貴職におかれては、下記により、既設エレベーターの一層の安全性の確保を図られたい。なお、更なる戸開走行保護装置の設置促進策については、今後検討の上通知する予定であることを申し添える。

また、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関並びに建築関係諸団体に対しても、この旨周知方お願いする。

記

1. 建築基準法第 12 条第 3 項の規定に基づく定期報告等の機会を活用して、既設エレベーターの所有者・管理者に対して、既設エレベーターへの戸開走行保護装

置の設置を指導するとともに、戸開走行保護装置が設置されているエレベーターについては設置済みマークの表示を指導するなど一層の安全性の確保を図ること。

2. 貴管内の公的建築物等の所有者・管理者に対して、既設エレベーターへの戸開走行保護装置の設置及び設置済みエレベーターへのマークの表示を指導すること。